a monthly newspaper

Social Insurance & Lobor Consultant Personnel management Center & Jinjiken inc. News

Spc jinjiken news

マクロ経済スライド デフレ時は凍結へ (1月23日)

政府・与党は、年金支給を抑制するマクロ経済スライドの発動について、デフレ時には行わず翌年度以降に繰り越す方向で調整に入った。物価下落時の発動は二重の減額になるとの反発への配慮による。従来は完全適用が必要との方針だったが、21日の審議会報告書では、トーンが弱まる記述となっていた。

公的年金制度改革の報告書まとまる (1月22日)

厚生労働省(社会保障審議会年金部会)は、公的年金制度改革に関する報告書をまとめた。 厚生年金について501人未満の企業でも労使の合意によりパート等に任意で適用拡大できることなどが盛り込まれた。基礎年金保険料の納付期間の延長、受給開始年齢の65歳までの一律引上げ、個人の選択による75歳までの受給開始年齢の引上げについては、先送りとされた。

大卒女子の就職内定率が過去最高の 81.9%に (1月21日)

文部科学省と厚生労働省は、今春卒業予定の 大学生の就職内定率(昨年12月1日時点)が 80.3%(前年同期比3.7ポイント増)となり、 4年連続で上昇したと発表した。なお、女子は 81.9%(同4.7ポイント増) となっており、12月時点としては調査を開始 した1996年以降、最も高くなった。〔関連リンク〕

平成 26 年度「大学等卒業予定者の就職内定 状況調査」

http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/00000670 16.html

国民年金保険料の強制徴収の対象を拡大 (1月21日)

厚生労働省は、国民年金保険料滞納者への強制徴収を、2015年度は所得400万円以上で7カ月以上の保険料滞納者に対して実施する。20万人が督促の対象となり、今後も強制徴収の対象を段階的に広げる予定。

中小企業向けの後継者バンク設立へ (1月 20日)

政府は後継者が不足している中小企業を支援するため、起業家らを引き合わせる「後継者人材バンク」を新設する。全国16カ所に設置した「事業引継ぎ支援センター」で事前登録した起業希望者と後継者を求める中小企業を照らし合わせ、仲介することで円滑な事業承継や新事業への転換を進める狙い。

個人番号カードが健康保険証代わりに (1月 19 日)

2015年2月号

2016 年から配布が始まるマイナンバー制度 の個人番号カードが、早ければ2017 年 7 月より健康保険証として使えるようになることが わかった。医療機関で提示すると、カード内の 情報で本人かどうかを確認するという。病歴等 の情報はカードに残さないとしている。

確定拠出年金制度普及へ改革案を提出 (1月17日)

厚生労働省社会保障審議会の企業年金部会は、確定拠出年金の改革案をまとめた。主婦や公務員など誰でも加入できるようにし、中小企業が導入しやすい簡易型の確定拠出年金を創設する。2016年度からの実施を目指し、26日召集予定の通常国会に関連法の改正案を提出する。

外国人技能実習生保護に政府の関与を強化 (1月16日)

政府は、外国人技能実習制度を見直す有識者 懇談会による報告書案を明らかにし、実習生へ の賃金不払いや長時間労働を減らすため、送り 出し国と日本政府が協力して悪質な仲介団体 を排除する法案をまとめることがわかった。ま た、監理団体の許可や立入り検査を行う管理機 関を新設することなどを盛り込んだ。通常国会 に提出予定。

2025 年度に介護職員が 30 万人不足 厚労省推 計 (1月16日)

厚生労働省は、高齢化がピークとなる 2025 年度に介護職員の数が 30 万人程度不足すると の推計結果を発表した。同年度には約 250 万人 の介護職員が必要になるが、推計では、確保で きるのは約 220 万人にとどまるとみられる。同 省は、2015年度から人手確保のための対策を 強化する。

裁量労働制を一部営業職にも拡大へ (1月14日)

裁量労働制の対象業務を一部営業職に拡大することなどが、厚生労働省労働政策審議会の報告書に盛り込まれることが明らかになった。同省では、この報告書を受けて労働基準法改正案の作成に着手する。また、働いた時間ではなく成果に応じて賃金を支払うとするいわゆる「ホワイトカラー・エグゼンプション制度」について、研究開発など対象業務を追加する検討を始めた。

新卒採用「経団連ルール守る」は 28.6% (1月10日)

採用期間が短期化した2016年の新卒採用に関するいわゆる"経団連ルール"について、「守る」とする企業は28.6%(前年に守った企業は55.1%)だったことが、株式会社ディスコの調査(574社が回答)でわかった。経団連の示したスケジュールでは、広報活動の解禁が3月から、面接等の選考が8月からとなっているが、短期化に対応できずに面接の開始時期を前年同様の4月とする企業が最も多かった。

介護休業制度を拡充へ 分割取得を可能に (1月9日)

厚生労働省は、介護離職を防止するため、現在は原則1回に限り家族1人につき最長93日まで取得できる介護休業を、2~3回に分けて取得できるよう法改正を行う方針を明らかにした。2016年に育児・介護休業法を改正し、2017年の施行を目指すとしている。

注目トピックス 厚生労働省の長時間労働対策

平成 26 年 12 月 22 日に、全国労働基準部長会議が臨時に開催され、本年から次のような長時間労働対策を実施することとされました。対策のポイントを紹介します。

厚生労働省の長時間労働対策

<対策のポイント(平成 27 年 1 月~)>

- ・都道府県労働局に「働き方改革推進本部」を設置し、地方公共団体等の協力を得つつ、各 局幹部による企業経営者への働きかけを行うとともに、地域全体における働き方の見直し に向けた気運の醸成に取り組む
 - ➡「地方創生」につなげる
- ・時間外労働が月 100 時間を超える事業場等への監督指導を徹底するとともに、厚生労働省本省がインターネットを監視して収集した、過重労働が疑われる企業等の情報を監督指導等に活用する
- ・メンタルヘルスの一層の向上に向けてストレスチェック制度の周知等に取り組む

<対策の全体像>

「**長時間労働削減推進本部** 厚生労働大臣を本部長とす

る

過重労働等撲滅チーム

- ① 長時間労働削減の徹底に向けた重点監督の実施
- ② 相談体制の強化
- ③ 労使団体への要請
- ④ 過労死等の防止に向けた取組

働き方改革・休暇取得促進チーム

- ① 本省幹部による企業経営陣への働きかけ
- ② 地方自治体との協働による地域レベルでの 年次有給休暇の取得促進
- ③ 切れ目のない年次有給休暇取得促進

各都道府県労働局に 「**働き方改革推進本部**」 を設置

削減推進チーム

若手職員からの意見聴取や民間企業へヒアリング等 を行い、以下の方策を検討・実施

- ① 長時間労働に係る負担軽減方策
- ② 早期退庁·休暇取得促進方策
- ③ 早期退庁後や休暇の有効な活用事例

厚生労働省は、これまでにも増して、長時間労働対策に力を入れるようです。

労働者の労働時間の管理を怠っていると、監督署の監督指導を受けて未払い残業代の支払いを命じられるといったリスクがあるほか、労働者が健康を害し最悪の場合は過労自殺で裁判になるといったリスクもあります。

長時間労働に関しては、本年 12 月からストレスチェック制度が開始されることもあり、労

2015年2月号

働時間の管理をキッチリ行うことがより要求されることになると思われます。

トピックス! 監督指導による賃金不払残業の是正結果

厚生労働省から、「監督指導による賃金不払残業の是正結果(平成 25 年度)」が公表されました。 全国の労働基準監督署が、平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月までの間に、労働者からの申告や各 種情報に基づき監督等を行い、その是正を指導した結果、不払になっていた割増賃金が支払われ たもののうちその支払額が 1 企業で合計 100 万円以上となった事案の状況です。

監督指導による賃金不払残業の是正結果のポイント

●結果の概要

- ·是正企業数 1,417 企業。前年度比 140 企業の増加
- ・支払われた**割増賃金合計額 123 億 4, 198 万円**。前年度比 18 億 8, 505 万円の増加
- ・対象労働者数 11万4,880人。前年度比12,501人の増加
- ・支払われた割増賃金の平均額は1企業当たり871万円、労働者1人当たり11万円。
- ・1 企業での最高支払額は「4億5,861万円」(その他の事業)、次いで「4億5,056万円」 (小売業)、「3億6,671万円」(飲食店)の順。

●今回調査による違反・指導・解決策の事例

賃金不払い残業の状況

会社は、出退勤時刻をICカードで把握するとともに、労働者本人が勤怠システムにより残業申請を行うことにより労働時間管理を行っていたものの、これらの記録に数時間の相違が認められた。そこで、防犯カメラの記録、パソコンのログオフ記録などを確認したところ、時間外労働として取り扱われていない労働時間や雰囲気・慣習などから、残業申請を過少に行っていた労働者が認められた。

監督署の指導内容

監督署は、確認した賃金不払残業について是正勧告するとともに、事業主に対し、

- ①賃金不払残業について実態調査を実施し、その存在があった場合には法令に基づく割増賃 金を支払うこと
- ②職場風土の改善など、賃金不払残業解消のために必要な対策を行うことなどについて指導した。

企業が実施した解消策

会社は、時間外労働の状況について労働者にアンケートを実施するなどして調査を行い、不 払となっていた割増賃金(約480人に対する合計約268,000時間分)を支払った。また、

- ①経営幹部から、管理職を含めた全労働者に対して、労働時間管理の考え方や正確な申請を 行うことなどについて周知徹底を図る
- ②出退勤時刻と残業申請の時間に相違があった場合に、管理職や人事部門で時間外労働の有無を確認する
- ③管理部門が4か月ごとに事務所内を巡回し労働時間管理の実態調査を行うなどの改善策を講じた。

上記の事例でも分かるように、監督署が調査に入ると徹底的に追及されるという感じですね。